

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和8年
2月3日
(火曜日)

令和八年二月三日

山口県知事
村岡嗣政

一 解除に係る形質変更時要届出区域
二 岩国市通津字南白崎三九一五の一の一部及び四〇〇一の一の一部
三 特定有害物質の種類
六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふつ素及びその化合物
講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

山口県告示第三十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の指定に関する告示（令和六年山口県告示第三百十四号）により指定された区域の全部についての指定を次のとおり解除する。

山口県知事
村岡嗣政

令和八年二月三日

一　解除に係る形質変更時要届出区域
二　岩国市通津字南白崎四〇〇一の一部
　　特定有害物質の種類
化 合 物
六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒^ひ素及びその化合物並びにふつ素及びその

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

山口県告示第三十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和八年二月三日

名稱所

在

131

地

二四

認定

が
効

动力
之

を有

すア

期

限

山口県告示第三十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十二条第二項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の指定に関する告示（令和七年山口県告示第七号）により指定された区域の全部についての指定を次のとおり解除する。



下関市立豊田中央病院 下関市豊田町大字矢田三六五の一 令和一一、一二、一二

山口県告示第三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

令和八年二月三日

山口県知事 村岡嗣政

解除予定保安林の所在場所

大島郡周防大島町大字西安下庄字小浦一一六〇の一（次の図に示す部分に限る。）、一一六一の一、一一六三の一・一一六四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一一六六の一

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び周防大島町産業建設環境部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和八年二月三日

山口県知事 村岡嗣政

一 保安林の所在場所

萩市大字鈴野川字足谷上下一〇一五七の一
阿武郡阿武町大字宇生賀字松柄二九八〇、二九八三の一、二九八五、一一六二三の
一、一一六二四、一一八一〇の一九、字下忠地東平一一八一〇の三から一一八一〇の
六まで、一一八一〇の八、一一八一〇の一七、一一八一〇の一八、一一八一〇の二二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

萩市大字鈴野川字足谷上下一〇一五七の一（次の図に示す部分に限る。）
阿武郡阿武町大字宇生賀字松柄二九八〇の一九・字下忠地東平一一八一〇の
八・一一八一〇の一七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をできる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和八年二月三日

山口県知事 村岡嗣政

一 保安林の所在場所

萩市大字鈴野川字足谷上下一〇一五七の一
阿武郡阿武町大字宇生賀字松柄二九八〇、二九八三の一、二九八五、一一六二三の
一、一一六二四、一一八一〇の一九、字下忠地東平一一八一〇の三から一一八一〇の
六まで、一一八一〇の八、一一八一〇の一七、一一八一〇の一八、一一八一〇の二二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

萩市大字鈴野川字足谷上下一〇一五七の一（次の図に示す部分に限る。）
阿武郡阿武町大字宇生賀字松柄二九八〇の一九・字下忠地東平一一八一〇の
八・一一八一〇の一七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに萩市役所及び阿武町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

令和八年二月三日

山口県知事 村岡嗣政

一 区域の名称
田屋(2)の①地区

二 区域の範囲

点一から点十五までを順次結んだ線及び点一と点十五を結んだ線に囲まれた区域

点の位置

点一 北緯三四度二三分〇一・四六七九秒東経一三一度一分三五・七三七〇秒の点（長門市東深川字山手三八〇の一）

点二 北緯三四度二三分〇一・六六五三秒東経一三一度一分三五・八一八三秒の点（長門市東深川字山根一〇三六六の一）

点三 北緯三四度二三分〇一・七五二五秒東経一三一度一分三六・〇五七五秒の点（長門市東深川字山手一〇三六七）

点四 北緯三四度二三分〇一・六九六四秒東経一三一度一分三六・三九九四秒の点（長門市東深川字山根一〇三六六の一）

点五 北緯三四度二三分〇一・五六一三秒東経一三一度一分三六・五一八六秒の点（長門市東深川字山根一〇三六六の一）

点六 北緯三四度二三分〇一・三六一秒東経一三一度一分三六・九二六六秒の点（長門市東深川字山根一〇三六六の一）

点七 北緯三四度二三分〇一・一九五八秒東経一三一度一分三七・七四七〇秒の点（長門市東深川字山根一〇三六五）

点八 北緯三四度二三分〇一・六一二九秒東経一三一度一分三七・九〇三七秒の点（長門市東深川字山根一〇三六五）

点（長門市東深川字山根一〇三六五）
点九 北緯三四度二三分〇〇・八〇八三秒東経一三一度一分三七・七三九三秒の点（長門市東深川字山根一〇三六五）

点十 北緯三四度二三分〇〇・六五八〇秒東経一三一度一分三七・四八八五秒の点（長門市東深川字山根一〇三六四）

点十一 北緯三四度二三分五八・六七〇二秒東経一三一度一分三八・八五八四秒の点（長門市東深川字山根一〇三六一の一）

点十二 北緯三四度二三分五八・四八一九秒東経一三一度一分三八・五五七五秒の点（長門市東深川字山手三八八の二）

点十三 北緯三四度二三分五八・八二〇六秒東経一三一度一分三七・四五九五秒の点（長門市東深川字山手三八七の一）

点十四 北緯三四度二三分〇〇・四五四〇秒東経一三一度一分三六・四三三三秒の点（長門市東深川字山手三八三）

点十五 北緯三四度二三分〇一・〇六一七秒東経一三一度一分三六・六五〇五秒の点（長門市東深川字山手三八一の一）

山口県告示第四十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和八年二月三日

山口県知事 村岡嗣政

地名及び番地	幅員（メートル）	延長（メートル）	指定年月日
下松市西柳二丁目一四六八の四	四・〇・五・〇	二六・一	令和七、一二、九



(二九) 林業種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一條第一項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催します。

令和八年二月三日

山口県知事 村岡嗣政

一 講習の対象となる者

林業種苗の生産事業者の登録を受けようとする者

二 講習会の日時及び場所

(一) 日時 令和八年三月十二日（木曜日）午前九時から

(二) 場所 防府市牟礼一〇三一八 山口県農林総合技術センター農林業技術部

三 講習の科目及び時間

科	目	時	間
種苗に関する法令		二	
種苗の产地及び系統		二	
種苗の生産技術		二	

四 受講の手続

講習を受けようとする者は、林業種苗法施行細則（昭和四十六年山口県規則第五号）第二条に規定する生産事業者講習会受講申込書に生産事業者講習手数料一万六千五百円に相当する山口県収入証紙を貼つて、住所地を所管する農林水産事務所又は農林事務所の長を経由して知事に提出すること。

五 受講申込書の提出期限

令和八年三月五日（木曜日）

六 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部森林整備課（電話〇八三

一九三三一三四八五）又は最寄りの農林水産事務所若しくは農林事務所にすること。

(三〇) 栽培漁業センターに係る指定管理者の指定

山口県栽培漁業センター条例（昭和三十九年山口県条例第四十四号。以下「条例」という。）第四条の規定により、栽培漁業センターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和八年二月三日

山口県知事 村岡嗣政

一 指定管理者に管理を行わせる栽培漁業センターの名称及び位置

名	称	位	置
山口県内海栽培漁業センター		山 口 市	
山口県外海第二栽培漁業センター	阿武郡阿武町	長 門 市	

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益社団法人山口県栽培漁業公社 山口市秋穂東五一七九番地

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第三条各号に掲げる業務に関する事務の内容

(二) 施設及び設備の維持管理に関する事務の内容

四 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間

(三一) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和八年二月三日

山口県知事 村岡嗣政

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和八年二月三日

山口県公営企業管理者

弘 田 隆 彦

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市瑞穂町四丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

周南市梅園町一丁目二四番地

有限会社ムラセ商事



- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
企業局電気工水課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び予定数量
電気 三千七百三十五万四千九百二キロワット時
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和七年五月五日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
丸紅新電力株式会社 東京都千代田区大手町一丁目四番二号
- 六 落札金額（予定使用電力量の対価に相当する金額）
六億七千八百五十九万九百十九円
- 七 入札公告日
令和七年十月十七日
- 八 その他
(一) 契約担当者
(二) 調達方法
購入 山口県公営企業管理者 弘田 隆彦

(三) 落札方式
最低価格

令和八年
一月三日
発行

発行
人所

山口
県知
事府